

び質疑は省略することに決定いたしました。

この際 討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。 十二番松山 清君。

(十二番 松山 清君登壇)

○十二番(松山 清君) 議案第二十三号 昭和五十七年度福生市一般会計予算案について、反対討論をいたします。

政府が臨調答申に基き、地方自治体と国民に大きな負担の押しつけを進めておりますが、それにも増して、東京都は財政再建の名のもとに、市町村と郡民に大きな負担の転嫁を図っております。このようなもとで、市当局は国——政府、郡に対して、市民生活を守る上で立ち向かっているのかどうか、まず第一に問われなければならないと私は考えております。しかし、実態はきわめて不十分な対応であろうと考へております。特に当市にとって関係の深い基地に関連したものの一つの、いわゆる基地交付金は、かつてない前年比三%減の予算計上であります。基地に

よる各種の被害を考へるときにとつてい認のることのできないものであります。また、臨調答申などによる児童手当の支給人員削減などに見られるような政府の施策打ち切りが端的にあらわされている予算だと思ひます。

このような政府の方針には理解を示す一方、市民に対しては社会教育施設関係の使用料の値上げ、学童保育への父母負担導入、保育料の三五%などの大幅値上げなど、容赦なく負担を押しつけております。特に保育料に詳しく申し述べてみますと、児童措置費負担金一億五百三十四万九千円については大幅な保育料の値上げで

五十六年度当初と比較しても三千三百七十八万四千円の父母負担増となっております。保育料は父母の納税額によつて各階層に振り分けられているもので、政府は所得税の減税を五年間も据え置いたため名目賃が上がつてきて、そのために保育料が高い階層に移つてしまふ保育料値上げが繰り返されてきております。その上また五十七年度は平均三五%の値上げを実施する予算となっております。

このことによつて市民生活はますます圧迫され、入所を認められながら
辞退する人も出ていると聞いております。

また、保育料が値上げされれば当然それに関連する幼稚園などの
月謝も値上げされることは予想されます。このような方向に進めば
児童福祉法によつて定められているすべての児童が心身ともに健やかに
成長することができなくなると言つても過言ではないでしょう。そして、
婦人の働き続ける権利、婦人の社会への貢献さえも脅かすことにな
ります。

このような児童措置費負担金を見ただけでも、この予算が市民
生活を守るものでない予算と言わざるを得ません。

さらに、今後も受益者負担の適正化を財政基盤の確立の大きな
柱の一つにすることを施政方針でも表明しており、今後も住民負担の
増加の考えを明らかにしておりますが、私は絶対に認めるわけにはま
いりません。

また、福祉施策におきましては福祉タクシーなど、二、三の新規施

策が計上されてあり、これらの施策は当然評価するものですが、従
来からの施策は判で押したように五十六年と同じ水準に据え置かれて
おり、福祉関係に力を入れない政治姿勢が浮き彫りになっております。
以上、幾つかの点を指摘してまいりましたが、今後補正予算等では
市民要求実現のために力を入れることを強く要望するとともに、
まことに簡単であります。一般会計への私の反対討論といたします。

○議長(末次性男君)

次に、賛成者十五番鈴木藤次郎君。

(十五番 鈴木藤次郎君登壇)

○十五番(鈴木藤次郎君) 御指名がありましたので、ただいま議題とな
つております議案第二十号につきまして、私は本案に賛成の立場から
討論をさせていただきます。

本案の審査に当たりましては、すでに特別委員会におきましておよそ
三十時間にも及ぶ審査が尽くされましたことは皆様方も御承知のとおり
であります。

さて、五十七年度一般会計予算については過去の社会情勢は違いま

して、国の行政改革あるいは東京部における財政再建計画など、
外的要因としては大変厳しい状況下で編成された予算であるというこ
とが感じられ、この点、理事者側の御努力に對しまして敬意を表す
る次第であります。ことに、俗に言う基地交付金や防衛補助事業
など国庫支出金、前年度に比しましてマイナスになっていることは、依
存財源の高い福生市にとりましては、これは重視しなければならぬことだと
思いますし、横田基地があるという特殊な事情を強く訴えてこの獲得
に努めてほしいことを理事者にお願いたします。

また、使用料や手数料の予算についてですが、特にイデオロギイは抜き
にして値上げの問題はだれしももろ手を揚げて賛成する人はいないと思
います。しかしながら、負担公平の原則とか、市民全員の大切な施設で
ある公共物を利用することによる受益者の負担という考え方からすれば
やはりそれ相応の御負担を受益者である市民の皆様にお願することが
やむを得ないと私は思うのであります。福生市の行政を進める上で、無
意味に市民の要求を満たすことだけを考へるのではなく、市民側も

自分の住むこの町に對して、自分は何をすべきかを考へる時代ではないかと
思うのであります。

また、歳出におきましては、来年度から新しく加美緑地や屋外運動
場の用地買収とか各小中学校の建設とか改良工事などが計画され、
さらに福祉タクシー料金の補助金や老人の給食サービスなど、その細か
な施策も盛り込まれていることは大変結構なことだと私は思います。

なお、特別委員会でも指摘されましたが、公共施設に救済つつありま
す福生市にとりましては、これからは維持管理の時代となり避けて通れ
ない問題になることは明らかだと思います。そのためには国や都の財源確
保など最大限の入りを図るとともに、職員の人件費を初め経常経
費の出るを制することが非常に重要な課題ではないかと思われ、この
点について、理事者側に一言申し上げまして、私の賛成討論とさせてい
ただきます。(拍手)

○議長(末次性男君) 次に、反対者十番遠藤洋一君。

(十番 遠藤洋一君登壇)

○十番(遠藤洋一君)

議案第二十三号 昭和五十七年度福生市一般会

計予算に対する反対討論を行います。

本年の五十七年度当初予算をながめると市税の比率は昨年に比べて三・四％の上昇をしております。 具体的な金額から申しますと

一四・五％の増ということになっております。

しかし、その市民税の内容とい

うものを検討いたしますと個人所得からの市民税は十九億四千万円、それに対して法人からの税収というのは二億六千万円にすぎません。しか

しなから、これが市民の圧倒的な多数を占めております。勤労市民、労働者からの税金ということを考えますと、このことが逆に圧倒的な多数を占めております。勤労者やあるいは勤労市民に対する還元ということになりますといふことが首をかしげなければなりません。

最も顕著な例を挙げれば西多摩勤労者福祉協議会への負担金というのは本年度は十万円となっております。しかしながら、それに素直に

対応するものにはないにせよ、商工業振興費は取返りなけれ四十八百八十七万円という高額に上っております。この単純な比率で見ましても個人

からの所得税十九億四千万円に対する法人の二億六千万円に対するものとすれば(「対比の仕方が違うんだよ」と呼ぶ者あり)まことに不公平なものと言わなければなりません。

さらには市民それぞれの一入一人に還元する問題としては、たとえば、

いまずでに反対討論の中で行われました保育料の問題や、あるいはさら

に問題になるのは勤労者それぞれが一番望んでいるところのたとえば福生

駅東口自転車置き場におきましても調査費はゼロ、あるいは、それらに

対する対処の問題に關しても実施計画の中に全く出てこないというの

が現状です。

これでは一体この町は商工業者によって成り立っているのか、

あるいは圧倒的な多数の勤労者によって成り立っているのか、全くわからなくなっ

ていると言えらると思っております。

幾つかの例を挙げるまでもなく、今回の予

算は勤労者や市民に対して背を向けた予算であると言わなければなりません。

また、収入のほかの面を検討してもそのとおりです。相変わらずの基地依

存刑の予算です。これでは昨年の六月に核がある、あるいは、ないと言っ

て市民が大騒ぎをしたときに、核が来ても仕方がないのだということをこの予算の中から言われても、基地があっても仕方がないということになつてしまふのではないのでしょうか。国に弓引くことはできないというようは六月の討論もありませんけれども、まさに国に弓を引かないかわりに、この基地依存の形の予算とするならば、この横田基地について私たちが一体何を考えなければいけないかということとをこの予算の中ではきりしていかなければいけないのではないのでしょうか。

全体に言つてみれば、まさにこの市長の施政方針演説に対してだけれども拍手が沸かなかつたように(笑い声)私は期待をしていたんですけれども、だれも拍手をしなかつた現実があります。その中でこの予算は提出をされました。全く市民に背を向け、勤労大衆に背を向けたこの予算はビジョンのない暗い予算であると言わなければなりません。私は、一つは基地依存刑土ではない、基地がなくても成り立つ福生市を考へるためにも、このような基地依存刑土から大きく変あるような予算の考へ方、あるいは、それに従つたような施策を考へながら

この予算を考へていく立場から、この五十七年度一般会計予算には反対をし、討論といたします。

○議長(末次性男君) 以上で討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第二十三号は、委員会審査報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よつて議案第二十三号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十四議案第二十四号昭和五十七年度

福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名がございましたので、議案第二十四号昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計予算に対する審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

まず課長より説明を受け、後、質疑に入りましたものでありますが、その主なものは、歳出の財源内訳の特定財源と一般財源の比率は、前年度と変わっていないが、前から同じようにきているのか。貸金中に組んでいたセプト電算パートの分を委託料で組んだという内容を伺いたい。葬祭費を昨年の二百七十万円に対し三百十五万円組んだ理由は何か。滞納繰越分の徴収率は何%と見ているか。助産費は十万円に改正されたが、葬祭費の三万円を改正する意見はなかったのか。本予算の一般会計繰入金の国庫加入者一人当たりの額と加入率について、また、過去五年間二千五百万円と変わっていない

いが、増額するのが当然だと思うが、どうか等々でありました。

これらに対し、課長より、財源内訳はわかっているところでは五十四年度から六十万四千四十で変わっていない。

電算委託料の中の六十万円の件であるが、これはパートが継続しており、一年ごとに他の人に交代でうまい技術的なものがあり、片議の決定で委託料で組んだものである。

葬祭費は、五十六年度若干死亡率が高くなっている傾向もあり、五十七年度では百五件を見込んだためである。

滞納繰越分の徴収率は、今回四〇%に目標を置き計上したものである。葬祭費は任意給付であり、国の交付基準がないため近隣市町村並みの三万円に据え置いたものである。

一般会計繰入金の一人当たりの額は、五十七年度二千四百七十七円で、二十市中二十五番目である。加入率は三三%である等々と、また、助役より一般会計よりの繰入金については医療費次第で、保険税を幾らにするかという問題が出てくるが、これに対し、繰入金とどの程度見たらいいかと

いうことの両方から考えた上で、市長が答弁しているように、増額について考えていきたいとの意思表示がされているので今後進めていきたいと思うとの答弁がなされ、その後、各委員より、一人当たりの繰入金額が二十六市中二十五番目ということであるが、少なくとも職員並みの十四番目ぐらゐに持つていくよう努力願いたい。繰入金を増額し被保険者の負担を軽くするよう強く要望する等の発言のあった後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告とおり御可決賜りますようお願い申し上げまして、報告いたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十四号については、委員会報告とおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十四号

は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十五議案第二十五号昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名がございましたので、議案第二十

五号につきまして、審査報告とさせていただきます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

五十七年度の当初予算の主な内容としては、歳入において一般会計から繰入金で五十六年度より五百万円多い八千万円。加美平地区関係の換地精算金で五十一名分、滞納繰越金として一名分、その他委託金や預金利息を含めて九千四百十万五千円。歳出では職員の人件費関係を主とする総務費において一千五百八十万六千円、東口の事業費として新都市建設公社への委託金を主として六千六百七十万五千円。一般会計へ繰り出す換地精算金五百七十三万四千円等でありまして、委員から、都の交付対象とならない経費は何か。あるいは、都市建設公社への委託金について質疑があり、理事者から、東京都の交付金の対象とならないものとしては、たとえば借家人のつくった工作物、植木のたな等小規模なものは対象とならないために補償料として三百万円を計上している。

公社への委託金はこれまで行った加美平地区、武蔵野台地区、多摩河原地区はすべて新都市建設公社に委託し、公社で建てか

えて事業を先行してやっているものである。

このような答弁があり、本案についてお諮りいたしましたところ、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君)

以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十五号については、委員会報告とおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よって議案第二十五号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十六議案第二十六号昭和五十七年度福生市
下水道事業会計予算と議題といたします。
本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長か
ら報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君)

御指名がございましたので、議案第二十六

号につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案不審査報告書) 別添参照

五十七年度の下水道事業会計は、前年度より一億四千七百三十二万円の
増の二十八億三百三十二万円と定めようとするものでありまして、理事者側
より予算の内容説明があり、続いて質疑を行ったわけでありますが、その
主なものを申し上げますと、まず、水質検査委託料五十五万七千円につい
て質疑があり、これに対し、市内に流域下水道に流れている所がハカ所あり

年四回水質検査をするため都市下水路組合の検査所で検査をして
東京都に報告することになっている。また、市内にある事業所が公共下
水道に流しているので、その検査を業種別に十件程度選び出して年
一回行うための委託料である。

このような答弁があり、さらに委員から、公共下水道の終末が昭島
市にあるとはいえ、年一回の水質検査では少ないとの発言があり、この
点については水質汚濁防止法によつて、事業所等は水質管理責任者
を置いて除外施設を設置し、法律に規定された水質で流さなければ
ならぬようになってくるが、五十七年度から年一回市独自でチェックしようと
いうことである。このような答弁があり、委員から、公害防止の面から水
質のチェックは積極的にやっていた方がいいとの意見もありました。

さらに、下水道事業を早期に完成されることも必要だが、普及率
を高めることも大切である。改造資金の補助金を三年で切られるとか、
指定工事店のコスト高の問題もあり再検討が必要と思う。水洗化の
普及が進めばくみ取りし尿の予算も減ってくるかもしれないと思う、そ

うした点から、現在の普及率について聞きたいとの発言があり、これに対して、工事単価については市で標準単価額を作成しており、高いようであつたら市に連絡していただきたい。

指定工事店に対しても苦情が出ないよう指導はしているが、一層業者とと調整をとっていただきたいと思う。

補助金については、昨年五月に三年が経過する地域に対して職員を動員し改造についてPRをしたが、その結果、かなり申し込みがあつて、最終的に工事が終わつたのは十月ごろとなつた。

普及率については横田基地を除いた計画区域が六百六十一・四ヘクタールで、処理区域が四百八十三・五ヘクタール、七三・一％となっている。なお、立川市、昭島市に流入する福東地区三十二・五ヘクタールを除くと七六・九％となる。水洗化の状況については、計画区域人口が四万九千八百五十四人に対し、二万三千百五十七人という普及率で、処理区域からすると三万二千五百人で七三・三％となっている。福東地区関係で五十六年度において立川市で工事ができなかったために福生市分の工事負担金が三百八十三

万八千円ばかり減額となったが、立川市、昭島市とも四月中には認可もおりるものと思うので、当局としては福東地区の工事を進めていき、完成次第管をつなげるようにしたいと思う。

このような答弁があり、さらに公債費の利息、使用料における基地分の関係、あるいは受益者負担金の前納報奨金について質疑があり、市債の利率は市中金融機関の利率が年八％、公庫や大蔵省が年七・五％となっている。

使用料の基地分については現年度分約二億二千百万円のうち約八千六百万円——三九％程度見込んでゐる。

前納報奨金については一括分としておよそ一千六百件の一億二千七百七十九万一千円と見込み、この一括分の額を十九期分前納となり、この二〇％ということとで二千四百二十八万円を計上した。

以上のような質疑、答弁があり、引き続き本案件についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。